

令和 7 年度 高齢者新型コロナワクチン予防接種のお知らせ

高齢者を対象に新型コロナワクチン接種を下記のとおり実施します。予防接種は希望者に対して実施するもので、接種を強制するものではありません。希望する方は別紙説明書をご確認下さい。

実施内容

接種期間	令和 7 年 10 月 1 日(水) ~ 令和 8 年 1 月 31 日(土)
対象者	杉戸町の住民で下記①または②に該当し、本人が接種を希望する方 ① 満 65 歳以上の方 ② 60歳～65歳未満で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当) ※ 確認できる身体障害者手帳または医師の診断書が必要となります。
接種費用	自己負担額 11,000円 (接種期間に 1 回のみ) ※ 契約医療機関以外で接種した場合は全額自己負担になります。 ※ 費用の償還払い(立て替え払い)はありません。 ※ 生活保護受給者・中国残留邦人は接種費用が免除されます。 受給証を医療機関の窓口に提示してください。

接種方法

➤ 町内の医療機関で接種する場合

下記の契約医療機関に直接ご予約ください。町の予診票を記入し、マイナ保険証・健康保険証・資格確認書のいずれかと接種費用を持参し接種します。予診票は下記の契約医療機関に設置してあります。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
あけぼの内科リウマチ科クリニック	37-2525	清地クリニック	37-2511
今井病院	32-0065	高野台クリニック	35-1110
埼玉杉戸診療所	48-6904	玉井医院	33-2464
杉戸クリニック	33-0088	鳥居整形外科医院	32-4433
杉戸耳鼻咽喉科医院 ※	32-2841	山根医院	33-3314

※かかりつけの方のみの受付となります。

➤ 町外の医療機関で接種する場合

町外で接種できる医療機関は埼玉県医師会加入の契約医療機関となります。
「埼玉県医師会ホームページ」で確認または保健センター(0480-34-1188)へお問合せください。



高齢者新型コロナワクチン予防接種の説明書

■ 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス(SARS-CoV2)に感染することによって起こる病気です。喉の痛み、咳、鼻水・鼻づまりのほか、全身倦怠感、発熱、筋肉痛など全身症状が現れることが多いようです。発症者の多くは軽症で、1週間ほどで症状が軽快しますが、高齢者や基礎疾患を有する方は重症化する可能性が高くなります。

■ 新型コロナワクチンについて

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

ワクチンを接種して免疫がつくまでには1～2週間程度かかり、免疫がついても発症を予防する効果は100%ではありません。時間が経過すると発症予防効果は低下することが知られており、こうした効果の持続期間についても留意する必要があります。

また、予防接種には、厚生労働省で薬事承認を受けた今季の流行株に対応するワクチンを使用します。

■ 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意事項

新型コロナの予防接種について、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気になることやわからないことがあれば、担当の医師や看護師、保健センターに質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人
一般的に37.5℃以上の場合をいいます。ただし、37.5℃を下回る場合でも平時の体温に鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 新型コロナワクチンに含まれる成分によって、重度の過敏症(※)の既往歴のある人
(※)アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。(アナフィラキシーとは、通常30分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんがでる、吐気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しい等の症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。)
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに当たり、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 抗凝固療法を受けている人
- ② 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーを疑う症状がでた人
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ 新型コロナワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

■ 予防接種の副反応

- 主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。予防接種を受けた後、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難等の症状が現れた場合には、医療機関を受診してください。
- ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れむくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。
- 本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

※予防接種の副反応の場合の他、ほかの病気がたまたま重なり、症状が現れることがあります。

■ 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチンを接種した後、副反応がおこる場合がありますが、接種した当日や翌日に始まり、おおむね数日で治ります。

一方、極めて稀に重大な副反応が発生し、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。詳細は下記のお問合せ先にご確認ください。

■ 注意事項

- ① 署名は必ず本人が記入してください。自署できない場合は、代筆者が署名し、代筆者の氏名・続柄を記入してください。本人の意思確認ができない場合は、費用助成の対象とはなりません。
- ② 契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。
- ③ 費用の償還払い(立替払い)はありません。
- ④ 他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。
- ⑤ 接種済み証を発行する予定はありません。接種後に医療機関から渡される接種済み証を大切に保管してください。
- ⑥ 施設に入所中の方は、施設の指示に従ってください。

新型コロナワクチン接種は強制ではありません。接種を希望される方は、この説明書をよくお読みいただき、効果や副反応、予防接種被害救済制度などを十分理解したうえで接種を受けてください。詳細は、杉戸町ホームページでご確認いただくか下記お問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

杉戸町健康支援課(保健センター) 電話 0480-34-1188

平日 8:30~17:15(土・日・祝・12/29~1/3 を除く)

